

○厚生労働省告示第二百十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習について、時間を次のように変更する旨の届出があったので、公示する。

平成三十年四月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

講習	実施機関の 名称	変更前の時間 （単位は時間 とする。以下 同じ。）	変更後の時間	変更年月 日
【日精研】演習で学ぶキャリア・ストーリーインタビューの実践（技能講習）	株式会社日 本・精神技 術研究所	四	六	平成三十 年四月一 日